

令和4年 12 月定例会

所管事務調査  
中間報告書

総務厚生委員会

## 【所管事務調査報告】

本委員会は、令和4年9月定例会において、閉会中の所管事務調査として付託を受けておりました『今後の行財政運営について』、2回の委員会を開催し、調査を行いましたので、その概要について中間報告を行います。

今回の所管事務調査では、総合計画後期基本計画の策定を前に、持続可能で安定的な行財政を維持していくために、今後の行財政運営について調査を行ったものであります。

### 1 令和4年11月8日 総務厚生委員会

はじめに、出席を求めた企画財政課より現在の行財政運営の概要、財政健全化計画、総合計画について説明を受けました。

主な内容として、市町村合併後の最大の懸案事項であった普通交付税における合併算定替の特例期間終了後において、健全な行財政運営を行うことができるよう財政健全化計画を策定し、財政収支の均衡を基本目標とし、行政改革推進計画、定員適正化計画との整合性を図りながら取り組んできた。結果的に普通交付税の合併算定替の遡減が始まった平成28年度以降、令和3年度まで財政調整基金の取り崩しを行うことなく財政運営が行われており、財政調整基金をはじめとする基金残高や主要な財政指標についても一定の良好さを保っている状況である。

しかし、依然として進行する人口減少や高齢化の進展に伴う扶助費の増加、老朽化に伴う公共施設の適正な維持管理に加え、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等、多くの課題に直面していることから、これらの課題に対する取組を現在策定中である総合計画後期基本計画に盛り込みながら、持続可能な財政運営を目指すとともに、新たな施策を講じながら、取り組んでいく必要があるとの説明がありました。

本委員会からの主な意見・質問として、**財政健全化計画の取組事項「公共施設配置の適正化」**に関し、公共施設の維持管理については一般財源で行っているものと思

うが、今後人口減少が進み、地方交付税や市税も減少する中で、公共施設の指定管理料や維持管理のあり方については、将来を見通した具体的な計画や見直しを実施することが必要ではないかとの意見に対し、公共施設の現在の収支の状況等を十分把握した上で、今後の方向性を見極めていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、**財政健全化計画の取組事項「ふるさと納税の取組推進」**に関し、財政健全化計画の基本目標である収支の均衡を継続するため、歳入においては、ふるさと納税は貴重な自主財源となっている。ここ数年当初予算では約8億円を見込んで予算計上されているが、策定中である総合計画に、本市の重要な収入源としてのふるさと納税に対する考え方や見込みをどのように反映させていくのかとの質問に対し、まず、ふるさと納税の決算額について、令和2年度が約6億4,000万円、令和3年度が約7億円となっており、7億円に増えた要因としては、令和3年度から民間委託を行ったことが要因となっている。令和4年度も当初予算の目標額については8億円を計上しており、寄付額についても伸びている状況にある。基本的に、8億円程度の寄付額があれば現状の基金の活用は継続できていくものと考えている。しかし、総合計画後期計画においても、人口減少対策など、これまで以上に新たな事業に取り組んでいくということになれば、ふるさと納税の収入についても自主財源として見込んでいかなければならないと考えている。これまでの寄付金分で20億円ほど事業に充当できる残高があるので、そういったところも活用しながら、後期計画の事業を推進していきたいとの答弁がありました。

次に、**財政健全化計画の取組事項「新たな歳入の確保」**に関し、自主財源の確保に向けた新たな歳入の確保とのことであるが、どのようなことを検討されているのかとの質問に対し、例えば市が保有している行政財産や普通財産として残っている土地・建物の貸付、処分、売り払いなどを踏まえた新たな財源の確保を考えている。また、既存の有料広告掲載の拡充や他自治体の先進事例を参考にしながら新たな財源に

については広く検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

## 2 令和4年11月17日 総務厚生委員会

8日の委員会に引き続き、企画財政課、総務課、人事課に出席を求め調査を行いました。

財政健全化計画の取組事項「定員適正化計画による取り組み」に関し、計画的な人員確保を行うとともに、人件費の抑制に努めるとのことであるが、定員適正化計画によって職員数は減ったものの、会計年度任用職員が増えている状況にある。また、会計年度任用職員の給与については、令和2年度から、物件費（賃金）から人件費（報酬）に区分が変わったことで、正規職員と会計年度任用職員の数や人件費の総額の相対的な推移が分かりづらくなっている。今後の財政の見通しでも歳入が減少していく中で、これまでの行政サービスを維持していくために、定員適正化についても、会計年度任用職員を含めた職員数を把握し、管理していく必要があるのではないかと意見がありました。

財政健全化計画の取組事項「公共施設配置の適正化」に関し、長寿命化を図る一方で、類似機能を有する施設の統廃合や規模縮小などの検討を行い、施設総量の縮減を図っていくとのことであるが、どのような手法で行っていく考えであるのかとの質問に対し、令和3年度末に、公共施設等総合管理計画の中間見直しを行っているが、その中で令和4年度から令和8年度までに耐用年数を迎える施設について、維持管理を含め縮小や集約など今後の方向性を各課で検討することとしているとの答弁がありました。委員からは、以前、小学校の統廃合があった際に、地方交付税への影響額として4,000万円ほど減額されたと記憶している。しかし、その後の公共施設に関する経費は減少しておらず、統廃合による経費の削減効果は見られない。公共施設のあり方については、統廃合や規模縮小など厳しく取り組む必要があるのではないかと意見がありました。

また関連して、財政規模が縮小する中であって、まちづくり協議会の運営についての人材や補助金不足など維持存続に関する課題、コミュニティバスについて存続や維持など、今後の行政サービスのあり方について質問、意見がありました。

以上をもって、総務厚生委員会の所管事務調査中間報告といたします。